

# 組合速報コロナ

## 第11報/速報版

2020年5月29日(金) 13時  
 静岡県消防設備保守点検業  
 協同組合(理事長 西川和宏)

### 組合員及び組合関係各位

- 1 5/25(月)～8月以降スケジュール
- 2 感染者数・死亡者数(5/28・木)
- 3 経過(追加・5/18月～5/28木)

内閣官房、厚生労働省、静岡労働局、静岡県、静岡市、浜松市ホームページ等が参考になります。

静岡県内の情報は、静岡県HPから！  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

### 1 5/25(月)～8月以降スケジュール

感染状況を見つ 8/1からの目途は次ページに掲載した

#### ○ 国の第36回対策本部会議(5/25・月)等で決定されたこと

1 特措法に基づく緊急事態宣言は全面解除(全都道府県) → 政府官報特別号外第68号「新型コロナウイルス緊急事態解除宣言(正式名称)」

#### 2 基本的対処方針の変更

- ・国や県等が実施する感染症対策の統一的な指針(A4版・37ページ)
- ・8/1(土)からの全面再開等をめどに、外出やイベント等の社会経済活動を段階的に緩和していく → 右表
- ・これまでの実績 → 下表

	～5/31	6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/30
県境をまたぐ移動	不要不急の移動は避ける	首都圏1都3県や北海道との移動は慎重に	○	
観光	県内で徐々に		県外も含めて徐々に	
コンサート	屋内100人または50% (屋外200人)		1,000人または50%	5,000人または50%
展示会	100人または50%		1,000人または50%	5,000人または50%
プロスポーツ	×		無観客	5,000人または50%
スポーツジム、カラオケなど	×～△ 知事の判断	○ 厳密なガイドライン順守		
接待伴う飲食業、ライブハウスなど	×～△ 知事の判断		○ 厳密なガイドライン順守	

※コンサート、展示会、プロスポーツは少数となる方を限度

2020年3月 3.13(金)	4月		5月			
	4.7(火)	4.16(木)	5.4(月・祝)	5.14(木)	5.21(木)	5.25(月)
新型コロナウィルス特措法の成立	7都県に5/6(水)まで緊急事態宣言	対象地域を全都道府県に拡大	宣言を5/31(日)まで延長	39県で宣言を解除	大阪、京都、兵庫の近畿3府県で解除	埼玉、千葉、東京、神奈川の首都4都県と北海道で解除

#### ○ 静岡県は「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針」を策定(5/27・水) 宿泊施設・観光施設の感染防止対策。なお上表の「○」は静岡県該当。

### 3 経過

5/18(月)～5/28(木)の期間は、新型コロナウイルス感染症対策特措法に基づく緊急事態宣言(4/7,4/16,5/4)が全面解除となった。政府としては全面解除後も「段階的な社会・経済活動の緩和」を目指していく方針。県では観光に関する対応指針を策定した。一方、北九州市では5/28(木)、新たに21人の感染を確認し第二波の懸念。

★ 5/25(月)～7/31(金)は移行期間 (3週間ごと4ステップ)

	～5/31	6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/30	感染状況を見つつ 8/1からをめど
予定される 行事など	6/10 G7 首脳 会議 (米国)	6/17 通常 国会会議末	6/18 東京都 知事選告示	7/5 東京都 知事選投票日	11/3 アメリカ 大統領選
県境をまた ぐ移動	不要不急 移動回避	東京, 神奈川, 千葉 埼玉, 北海道は慎重に	○	県をまたぐものを認め	8/1 を目途に全面再開
観光	1 ページ・表のとおり				○ 全面再開
コンサート					○ 上限人数は 収容人員の 50%以下とする
展示会					
プロスポーツ					
スポーツジム, カラオケなど					
接待伴う飲食業 ライブハウスなど	○	感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を 厳守する。知事の判断。(クラスターが発生した 場合は休業要請等を検討する)			

## 2 感染者数・死亡者数 (最新 5/28・木)

◎ 国内の発生状況 <厚生労働省 HP・R2.5.28 (木) 12 時現在>

感染者 16,683 名 (うち 867 名死亡・14,147 名退院) ※ 静岡県/感染者 76 名

→ 前日からの増加数 ; 感染者+41 名・死亡+9 名

→ 静岡県は前回報(5/18)から+3 名

● 国内外の感染者・死者 <世界保健機関 HP・R2.5.28 (木) 12 時現在>

感染者 5,641,572 名・死者 354,118 名

→ 日本 = 国内発生状況と同じ

→ 前日からの増加数 ; +102,887 名・+5,286 名

- 5.29(金) 閣僚全員出席による閣議再開 (←4/10～5/28 持ち回りによる閣議)
- 5.27(水) 第 2 次補正予算(財政支出 120 兆・事業規模 230 兆)の閣議決定
- 5.25(月) 基本的対処方針の変更 (緊急事態解除宣言に伴う変更等)

● 5.25(月) 緊急事態解除宣言(政府官報・号外第 68 号公示)・全都道府県で解除

● 5.25(月) 第 36 回対策本部会議 (緊急事態解除宣言 = 全都道府県を解除)

● 5.21(木) 基本的対処方針の変更 (緊急事態宣言の 3 府県解除に伴う変更等)

● 5.21(木) 第 35 回対策本部会議 (解除見送り 8 都道府県のうち近畿 3 府県を解除)

● 5.14(木) 基本的対処方針の変更 (全般的な方針, 対策実施の重要事項など)

● 5.14(木) 第 34 回対策本部会議 (緊急事態宣言の解除 39 県, 解除見送り 8 都道府県等)

● 5.14(木) 専門家会議が提言等(感染状況等の評価, 緊急事態措置解除の考え方等)

● 5. 4(月) 基本的対処方針の変更 (緊急事態宣言の延長等)

● 5. 4(月) 第 33 回対策本部会議 (緊急事態宣言の延長～5/31, 全国, 5/14 再度判断)

● 5. 4(月) 専門家会議が提言等(感染拡大を予防する新しい生活様式への提言等)

● 5. 1(金) 中小企業者が対象の持続化給付金(最高 200 万円)受付スタート

● 5. 1(金) 専門家会議が提言等(学校教育活動に関する提言等)

● 4.30(木) 補正予算の成立(補正額 25 兆 6,914 億円※一律 10 万円支給等の財源措置)

- 4.27(月) 第 32 回対策本部会議 (水際対策の強化.実施期間の延長~5 月末等)

---

- 4.24(金) 第 31 回対策本部会議 (医療機関支援,児童虐待防止策.DVD 対策等)
- 4.22(水) 総務省等が自治体担当課に特定定額給付金(1 人 10 万円)を事務連絡
- 4.22(水) 第 11 回専門家会議 (緊急事態宣言後の状況分析とGW等の提言)
- **4.20(月) 緊急経済対策(4/7)変更の閣議決定 ※一律 10 万円支給に伴う変更**
- 4.16(金) 基本的対処方針の変更 (特定警戒都道府県 13 団体など)
- **4.16(木) 緊急事態宣言 (政府官報・号外第 50 号公示) 対象地域=全国**
- 4.11(土) 基本的対処方針の変更 (繁華街の接客を伴う飲食店等関連)
- 4.10(金) 雇用調整助成金の特例措置の追加実施, ※時間外労働等改善助成金 (テレワークコース・職場意識改善コース) 特例的コースの申請受付は 3/9 から

---

- 4.10(金) 「立皇嗣の礼(4/19)」の延期決定
- 4.10(金) 休業要請に関する国・東京都との最終調整が一致
- **4. 7 (火) 緊急経済対策 (事業規模で総額 108 兆円程度) 決定**
- 4. 7 (火) 基本的対処方針の改正 (都道府県からの外出自粛要請等の協力等)
- **4. 7 (火) 緊急事態宣言 (政府官報・号外第 44 号公示) 対象地域=7 都県**

---

- 4. 1 (水) 日本医師会会長が緊急事態宣言の早期発令を要請
- 4. 1 (水) 第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (全国全世帯に 2 枚/住所等)
- 4. 1 (水) 文部科学省「新学期からの学校再開についての新たなガイドライン」策定
- 4. 1 (水) 第 10 回専門家会議 (ここまでの状況分析と提言)
- **3.28(土) 政府が「基本的対処方針(改正特措法に基づく)」を決定**

---

- **3.27(金) 全国中小企業団体中央会「中小企業組合の総会の対応について」**
- 3.27(金) 新年度(令和 2 年度)当初予算の成立
- 3.26(木) 東京都知事が周辺 4 県知事と共同メッセージ「外出自粛要請」
- **3.26(木) 政府対策本部 (改正特措法に基づく) の設置**
- 3.26(木) G20 テレビ会議
- **3.24(火) IOC が東京オリンピック・パラリンピックの 1 年程度の延長を承認**
- 3.23(月) 文科省「学校再開のガイドライン」を策定
- 3.21(土) 安倍総理が中小企業・小売業の団体関係者に雇用維持を要請

---

- **3.20(金) 安倍総理「新学期を迎える学校再開に向け文科省が指針作成、大規模イベント等は主催者がリスクを判断して慎重な対応」**
- **3.19(木) 第 8 回専門家会議「これまでの方針を継続等」**
- 3.18(水) 小学校休業等対応助成金、同支援金の申請受付開始
- 3.18(水) 政府が「生活不安に対応するための緊急措置」を決定
- **3.13(金) 改正特措法の成立 (施行は 3/14・土)**

---

- **3.10(火) 政府が「緊急対応策-第 2 弾-」を決定**
- 3.10(火) 安倍総理「3.19(木)を目途に、対策の効果を判断。イベント開催は、今後概ね 10 日間程度はこれまでの取組継続を要請する。」

---

- **3.06(金) PCR 検査 (新型コロナウイルス核酸検出) が保険適用になる**

- 3.06(金) 第1回水際対策強化の実施 (②3/19,③3/26,④4/1,⑤4/27,⑥5/14,⑦5/25)
- 3.01(日) クルーズ船(2/3 横浜港到着) 関係者の全員下船完了
- 2.28(金) 文科省が「小中高校等を3/2～春休前まで一斉臨時休校」を通知
- 2.26(水) 安倍首相が「大規模イベントの2週間自粛」を要請
- 2.25(火) 政府が「基本方針」を決定
- 2.13(木) 政府が「緊急対応策-第1弾-」を決定

- 1.30(月) 政府が対策本部を設置
- 1.28(火) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令を閣議決定
- 1.06(月) 厚生労働省が「中国武漢市の原因不明肺炎発生」を報道発表

★緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針(5/15,県決定)

- 1 令和2年5月16日(土)から静岡県全域
- 2 警戒レベル; 警戒レベル3(県内は注意,県外は警戒)
- 3 実施する内容…(2)～(8) 略  
(1) 休業要請 県知事が特措法に基づき実施している遊興施設等、運動・遊戯施設に対して行うものは5/17(日)まで。5/18(月)以降は解除する。

【静岡県内の発生状況等】2020.5.29(金)13時

「\*」; 東京在住者

01	02.28(金)	静岡市 01	28	04.09(木)	富士市 1	55	04.22(水)	御前崎市
02	03.10(火)	袋井市(来県者)	29	04.08(水)	浜松市,5	56	04.22(水)	富士宮市 8
03	03.12(木)	静岡市 02	30	04.08(水)	浜松市,6	57	04.22(水)	富士宮市 9
04	03.28(土)	浜松市,1	31	04.08(水)	浜松市,7	58	04.23(木)	菊川市
05	03.30(月)	静岡市 03	32	04.09(木)	静岡市 12	59	04.24(金)	富士宮市 10
06	03.30(月)	静岡市 04	33	04.10(金)	静岡市 13	60	04.25(土)	掛川市 2
07	03.30(月)	静岡市 05	34	04.10(金)	南伊豆町	61	04.25(土)	静岡市 16
08	03.30(月)	静岡市 06	35	04.10(金)	南伊豆町	62	04.25(土)	静岡市 17
09	03.31(火)	富士宮市 <sub>1</sub>	36	04.10(金)	長泉町	63	04.26(日)	掛川市 3
10	03.31(火)	菊川市	37	04.10(金)	富士市 2	64	04.27(月)	御前崎市
11	03.31(火)	富士宮市 <sub>2</sub>	38	04.11(土)	富士市 3	65	04.28(火)	静岡市 18
12	04.01(水)	浜松市,2	39	04.11(土)	南伊豆町	66	04.28(火)	掛川市 4
13	04.01(水)	静岡市 07	40	04.12(日)	掛川市 1	67	04.28(火)	掛川市 5
14	04.02(木)	長泉町	41	04.12(日)	富士宮市 3	68	04.29(水)	熱海市 2
15	04.03(金)	浜松市,3	42	04.13(月)	富士宮市 4	69	04.30(木)	熱海市 3
16	04.03(金)	静岡市 08	43	04.13(月)	富士宮市 5*	70	04.30(木)	熱海市 4
17	04.04(土)	長泉町	44	04.13(月)	富士宮市 6	71	04.30(木)	熱海市 5
18	04.06(月)	静岡市 09	45	04.13(月)	富士宮市 7	72	04.30(木)	静岡市 19
19	04.06(月)	静岡市 10	46	04.13(月)	南伊豆町	73	05.01(金)	静岡市 20
20	04.07(火)	榛原郡	47	04.14(火)	富士市 4	74	05.21(木)	伊東市
21	04.07(火)	松崎町	48	04.15(水)	静岡市 14	75	05.24(日)	三島市
22	04.07(火)	静岡市 11	49	04.17(金)	静岡市 15	76	05.28(木)	(非公表)
23	04.08(水)	浜松市,4	50	04.17(金)	富士市 5	資料出所; 静岡県公式ホームページ 「新型コロナウイルス感染症関連情報」		
24	04.08(水)	沼津市	51	04.19(日)	富士市 6			
25	04.08(水)	清水町	52	04.19(日)	富士市 7			
26	04.08(水)	賀茂郡	53	04.22(水)	熱海市 1			
27	04.09(木)	賀茂郡	54	04.22(水)	下田市			

市町別; 静岡市 20, 富士宮市 10, 浜松市 7, 富士市 7, 熱海市 5, 掛川市 5, 南伊豆町 4, 長泉町 3, 御前崎市 2, 菊川市 2, 賀茂郡 2, その他 9(沼津市 1, 三島市 1, 伊東市 1, 袋井市/来県者 1, 下田市 1, 松崎町 1, 清水町 1, 榛原郡 1, 非公表 1) …… 76 例<日付は公表日です>

- 静岡市教委=5/18(月)~5/22(金)準備期間, 5/25(月)から学校再開。
- 浜松市教委=5/18(月)から段階的に学校再開。
- 磐田市教委=5/18(月)から段階的に通常授業を開始。など

## 【県等の取組】

- 05.27(水) 観光に関する対応指針を策定
- 05.25(月) **緊急事態宣言の全面解除(全都道府県)**
- 05.15(金) 県教委が県立高校等(6/1再開を前倒しで5/25(月)から再開)
- 05.15(金) **新型コロナウイルス感染症対策としての「6段階警戒レベルとレベル毎の行動宣言(=ふじのくにシステム)」策定・導入**
- 05.15(金) 緊急事態宣言解除を受けた県実施方針の決定(休業要請の解除等)
- 05.14(木) **緊急事態宣言の解除(39県)・見送り(8都道府県)など**
- 05.05(火) **政府の緊急事態宣言延長を受けた静岡県実施方針の決定**
- 05.04(月) **緊急事態宣言の延長(4/16~5/6) → (5/7~5/31)**
- 04.30(木) 県立高校の臨時休校期間(4/27-5/10)の再延長(5/11-5/31)
- 04.23(木) 感染拡大防止協力金の中小企業への案内開始(5/7-5.29受付)
- 04.23(木) **特措法に基づく緊急事態措置の休業要請(4/25-5/6)等を決定**
- 04.17(金) 県立高校の臨時休校期間(4/11-4/26)の延長(4/27-5/10)
- 04.17(金) **「静岡県感染症対策専門家会議」の設置**
- 04.17(金) **特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針の決定**
- 04.16(木) **緊急事態宣言の対象地域となる(政府官報/号外第50号公示)**
- 04.01(水) **「静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部」を設置**
- 03.26(木) 「大規模イベント等の開催に関する考え方」を制定
- 03.13(金) 「本県における大規模イベント等の開催に関する考え方について」を制定
- 02.21(金) 「県が主催するイベント等に関する当面の方針」を制定
- 02.17(月) **「静岡県新型コロナウイルス本部員会議」を設置 → 基本方針を制定**

## 【参考】

クラスター	・ 患者間の関連が認められた集団。
ロックダウン	・ 都市封鎖。      オーバーシュート      ・ 爆発的な感染拡大。
ソーシャル ディスタンス	・ 人と人との距離をとること。社会的距離。
三つの密(みつ)	・ 換気の悪い「密室空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」。
10のポイント	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実家などへの帰省を避け、ビデオ通話によるオンライン帰省をすること</li> <li>2 スーパーでの買い物は、1人または少人数で、空いている時間に行うこと</li> <li>3 ジョギングは少人数で行い、公園はすいた時間・場所を選ぶこと</li> <li>4 急ぎではない買い物は通信販売で行うこと</li> <li>5 飲み会はオンラインで行うこと</li> <li>6 診療はオンラインなどによる遠隔診療で受けること</li> <li>7 筋トレやヨガは自宅で動画を活用して行うこと</li> <li>8 飲食は持ち帰りや宅配を利用すること</li> <li>9 仕事は在宅勤務で行い、通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のための業種に限ること</li> <li>10 会話はマスクをつけて行うこと</li> </ol> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第11回専門家会議(4/22)</div>
感染拡大を予防する新しい生活様式実践例 *5/4 専門家会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一人ひとりの基本的な生活様式…3原則(距離・マスク・手洗い),移動</li> <li>2 日常生活を営む上での基本的な生活様式…外出控え,3密回避,換気等</li> <li>3 日常生活の各場面の生活様式…買い物,公共交通機関,娯楽施設等</li> <li>4 働き方の新しいスタイル…テレワーク,時差通勤,オンライン会議等</li> </ol>



緊急事態宣言	・ 国内で発生した新型コロナウイルス等が条件を充たすとき、内閣総理大臣が特措法に基づき発令（期間は2年を超えない期間。但し1年延長可）。対象地域の都道府県知事は、感染防止に必要な協力要請や指示等を実施できる。
休業要請	・ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置として、都道府県が特措法第24条第9項に基づき行う、施設の使用制限等（休業）要請のこと。
フェイスシールド	・ 個人防護具の一種で、感染性物質等の危険物質から顔全体を守る。
アイソレーション ガウン	・ 感染症対策等で、感染防止のため皮膚が露出しないようにできる全身予防衣のこと。色々なタイプがある。
N95・KN95	・ N95とは、米国労働安全研究所(NIOSH)の認定基準を満たしたマスクで製品には認定番号が付されている。試験粒子(3μm)を95%採集できる。KN95とは、アメリカのN95規格に合わせて中国で開発されたマスク。
サージカルマスク	・ 厳密には surgical（外科の、手術の）マスクを言うが、一般的には「医療現場・医療用マスク（主に空気中飛沫の感染予防を目的とするマスク）」のこと。
アビガン	・ 安倍晋三首相が5月4日（月）記者会見で発言した、富士フィルム富山化学の抗インフルエンザウイルス薬「アビガン錠」（一般名：ファビピラビル）のこと。新型コロナウイルス感染症を対象に令和2年5月中の承認を目指す考え。
レムデシビル	・ 同じく5月4日（月）記者会見で安倍総理が表明した、医薬品医療機器等法に基づく特例承認制度の適用を予定している米ギリアド・サイエンシズの抗ウイルス薬「レムデシビル」のこと。5月4日に特例承認を求める申請があり厚生労働省は5月7日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として承認した。
ワクチンと治療薬の 違い	・ 「ワクチン」はウイルス感染症の予防薬。一方、「治療薬」は感染症状を軽減するための、ウイルス増殖を防ぐ薬剤、ウイルスの細胞への侵入を防ぐ薬剤、あるいは呼吸不全を改善する薬剤などのこと。治療薬(商品名)としては、アビガン、レムデシビル、カレトラ、フサン、オルベスコ、クロロキンなど（例示）。

★NHK「特設サイト」引用；2020年5月15日時点／新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休業要請について、NHKが各地の放送局を通じて国の緊急事態宣言が解除された39の県の対応をまとめたところ、5月15日午後6時半の時点で、感染防止対策を求めたうえで、休業要請を解除したり解除を決めたりしたのは21の県、休業要請を緩和したり緩和を決めたりしたのは14の県で、休業要請を継続しているのは2つの県です。岡山県と徳島県は休業要請を行っていません。（2020-05-17,18:35）

★2020年5月29日(金)13時現在；結局、特措法に基づく休業要請をしなかった2県（岡山・徳島県）を含めた47都道府県全てにおいて「休業要請の解除」又は「同緩和（段階的な解除を含む）」が実施されていることを確認できました（組合事務局調査）。

## お知らせ

次回（第12報）からは、新情報を中心に掲載し、送付枚数を減らす（2～3枚程度）予定です。

一方、第1報（3/8）以降の「組合速報コロナ」を組合ホームページでいつでも閲覧できるようにしたいと思います。

アドレス <http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>